日光市監査委員告示２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和８年１月２８日

日光市監査委員　　柴　田　　明

日光市監査委員　　佐　藤　裕　子

日光市監査委員　　荒　川　礼　子

１　監査の対象　　商工課・農政課・環境森林課・農業委員会
２　監査の期間　　令和７年１２月１１日～令和７年１２月２３日
３　監査の結果　　別紙のとおり

令和７年度　定 例 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づく定例監査

３　監査の対象

商工課

４　監査の期間

令和７年１２月１１日～令和７年１２月２３日

５　監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

６　監査の実施内容

（１）令和７年度事務事業について、令和７年１０月末日現在で実施した。

（２）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

７　監査の結果

（１）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

（２）指摘事項

業務委託の入札において、契約額と落札額が異なるなど、書類上に誤りがあったにもかかわらず契約を締結しているものがあった。

８　意見及び要望

日光市中心市街地集客拠点施設の活用および新産業団地の造成は、中心市街地の活性化や産業振興、さらには移住・定住の促進にも大いに期待できる重要な施策であることから、地域住

民や関係者、各種団体等の意見を幅広く反映しながら、確かな成果につながるよう慎重に検討を進められたい。

令和７年度　定 例 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づく定例監査

３　監査の対象

農政課

４　監査の期間

令和７年１２月１１日～令和７年１２月２３日

５　監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

６　監査の実施内容

（１）令和７年度事務事業について、令和７年１０月末日現在で実施した。

（２）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

７　監査の結果

（１）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

（２）指摘事項

補助金交付事務の執行において、補助対象経費外である送料を含めた額で補助額を算定し支払われているものがあった。

８　意見及び要望

なし

令和７年度　定 例 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づく定例監査

３　監査の対象

環境森林課

４　監査の期間

令和７年１２月１１日～令和７年１２月２３日

５　監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

６　監査の実施内容

（１）令和７年度事務事業について、令和７年１０月末日現在で実施した。

（２）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

７　監査の結果

（１）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（２）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

８　意見及び要望

なし

令和７年度　定 例 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づく定例監査

３　監査の対象

農業委員会事務局

４　監査の期間

令和７年１２月１１日～令和７年１２月２３日

５　監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

６　監査の実施内容

（１）令和７年度事務事業について、令和７年１０月末日現在で実施した。

（２）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は事務局長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

７　監査の結果

（１）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（２）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

８　意見及び要望

なし